

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

相続されるかされないか（問題編）～権利関係[各所]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	AがA所有の甲土地の売却に関する代理権をBに与えた。Bが死亡しても、Bの相続人はAの代理人として有効に甲土地を売却することができる。		H22-02-2	
2	登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、本人の死亡によっては、消滅しない。		R01-14-4	
3	AとBとの間で締結された委任契約において、委任者Aが受任者Bに対して報酬を支払うこととされていた。Bが死亡した場合、Bの相続人は、急迫の事情の有無にかかわらず、受任者の地位を承継して委任事務を処理しなければならない。		R02-05-4	
4	A所有の甲建物につき、Bが無償で使用貸借契約を締結する。Bが死亡すると使用貸借契約は終了するので使用借権はBの相続人に相続されない。		H21-12-4	
5	被相続人Aの配偶者Bが、A所有の建物に相続開始の時に居住していたため、遺産分割協議によって配偶者居住権を取得した。配偶者居住権の存続期間中にBが死亡した場合、Bの相続人CはBの有していた配偶者居住権を相続する。		R03-04-3	
6	AがA所有の土地について買主Bとの間で売買契約を締結し、当該土地の引渡しと残代金決済の前にAが死亡した場合、当該売買契約は原始的に履行が不能となって無効となる。		R03-03-ウ	
7	AがA所有の建物について賃借人Bとの間で賃貸借契約を締結している期間中にAが死亡した場合、Aの相続人は、Bに賃貸借契約を継続するか否かを相当の期間を定めて催告し、期間内に返答がなければ賃貸借契約をAの死亡を理由に解除することができる。		R03-03-イ	
8	Aが、自動車を運転している途中で、過失により交通事故を起こし、歩いていたBに危害を加えた。Bが即死であった場合には、Bには事故による精神的な損害が発生する余地がないので、AはBの相続人に対して慰謝料についての損害賠償責任を負わない。		H24-09-2	
9	A、B及びCが、持分を各3分の1として甲土地を共有している。Aが死亡し、相続人の不存在が確定した場合、Aの持分は、民法第958条の2の特別縁故者に対する財産分与の対象となるが、当該財産分与がなされない場合はB及びCに帰属する。		H18-04-4	
10	賃貸人Aと賃借人Bとの間で、居住用建物の賃貸借契約を締結した。Bが死亡した場合で、その当時Bの相続人でない事実上の配偶者Cがこの建物で同居していたとき、Cは、当該建物の賃借権に限っては、相続人に優先してBの賃借人としての地位を承継する。		H11-14-2	

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

相続されるかされないか（問題&解説編）～権利関係[各所]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	AがA所有の甲土地の売却に関する代理権をBに与えた。Bが死亡しても、Bの相続人はAの代理人として有効に甲土地を売却することができる。		H22-02-2	×
2	登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、本人の死亡によっては、消滅しない。		R01-14-4	○
3	AとBとの間で締結された委任契約において、委任者Aが受任者Bに対して報酬を支払うこととされていた。Bが死亡した場合、Bの相続人は、急迫の事情の有無にかかわらず、受任者の地位を承継して委任事務を処理しなければならない。		R02-05-4	×
4	A所有の甲建物につき、Bが無償で使用貸借契約を締結する。Bが死亡すると使用貸借契約は終了するので使用借権はBの相続人に相続されない。		H21-12-4	○
5	被相続人Aの配偶者Bが、A所有の建物に相続開始の時に居住していたため、遺産分割協議によって配偶者居住権を取得した。配偶者居住権の存続期間中にBが死亡した場合、Bの相続人CはBの有していた配偶者居住権を相続する。		R03-04-3	×
6	AがA所有の土地について買主Bとの間で売買契約を締結し、当該土地の引渡しと残代金決済の前にAが死亡した場合、当該売買契約は原始的に履行が不能となって無効となる。		R03-03-ウ	×
7	AがA所有の建物について賃借人Bとの間で賃貸借契約を締結している期間中にAが死亡した場合、Aの相続人は、Bに賃貸借契約を継続するか否かを相当の期間を定めて催告し、期間内に返答がなければ賃貸借契約をAの死亡を理由に解除することができる。		R03-03-イ	×
8	Aが、自動車を運転している途中で、過失により交通事故を起こし、歩いていたBに危害を加えた。Bが即死であった場合には、Bには事故による精神的な損害が発生する余地がないので、AはBの相続人に対して慰謝料についての損害賠償責任を負わない。		H24-09-2	×
9	A、B及びCが、持分を各3分の1として甲土地を共有している。Aが死亡し、相続人の不存在が確定した場合、Aの持分は、民法第958条の2の特別縁故者に対する財産分与の対象となるが、当該財産分与がなされない場合はB及びCに帰属する。		H18-04-4	○
10	賃貸人Aと賃借人Bとの間で、居住用建物の賃貸借契約を締結した。Bが死亡した場合で、その当時Bの相続人でない事実上の配偶者Cがこの建物で同居していたとき、Cは、当該建物の賃借権に限っては、相続人に優先してBの賃借人としての地位を承継する。		H11-14-2	×